

部落差別問題

我が国固有の人権問題の1つに「部落差別問題」があります。

「部落差別問題」とは、一概には言えませんが、例えば、「ある人が、ある地区で生まれた。あるいは、ある地区出身の両親のもとで生まれた。その地区は、かつて江戸時代などにおいて、身分が低いとされた人たちが住んでいたところだった」場合に、そのことを理由に、現在でも就職や結婚、生活等で差別される問題であると言えます。

江戸時代などの封建社会の中、武士や町人、農民などの身分制度の外に、「穢多・非人」など、支配者側に都合のいいように付けられた身分階級がありました。この身分制度は、明治政府によって、1871（明治4）年に出された「解放令」によって、行政上は廃止されましたが、一度社会の中に浸透したこの「地位」の意識は、現在に至るまで日本の地域社会に根強く残っています。

「部落」という呼称について

本来は「村ざと・集落」という意味があります。現在も、〇〇町内会と同じように、〇〇部落という名称で使用している地域も多くあります。

しかし、現在は全国的に、「被差別部落」を指して「部落」という呼び方もします。

「あなたはどうして「部落の人だから」と言って差別するのですか」と問われて、合理的な理由のもとに答えられる人はいません。

過去の身分制度などによる「部落差別」に、合理的理由など一片もないからです。

しかしながら、残念なことに部落差別は今なお現代社会の中に温存され、日常的に存在しており、中でも結婚・就職・進学など、その人の人生の節目において根強く部落差別が

「同和」地区について

「被差別部落」と同じ意味合いで使用される言葉に「同和」地区という語句があります。これは、行政機関によって指定された地区のことを言います。「同和」という言葉は戦前の天皇制のもとでの「同胞融和」「同情融和」の略語が起源とされています。

1969（昭和44）年、同和対策事業特別措置法が10年の時限立法として制定され、同和対策事業が開始されました。そして、各地方自治体によって「環境などの改善が必要である」と指定された地区の道路や環境の整備がなされていきました。この指定された地区のことを「同和」地区と言います。

この法律は名称を変えながら2002（平成14）年3月31日まで続けられ、一般事業に組み入れられました。これにより、行政機関でこの言葉を使用することはなくなりましたが、「同和」という語句は、一定のイメージを持つ言葉として定着をしてきました。

行われることがあります。

特に、結婚差別は現在でも決してなくなっておりません。「部落差別はいけないことだ」と分かっているにもかかわらず、いざ、身内が被差別部落の人と結婚すると「身内の〇〇の結婚や、就職に影響がある」という事が決して少なくないのです。

また最近では、メディアの発達によって、インターネット等を媒介とした、悪質な差別事件が続発しています。さらに、公共の施設での差別落書きなど、数えあげればきりがありません。

このような差別をする人たちは、一段低く見下す人を作って、自己の立場および精神を安定させようとしていると考えられます。

さらに、インターネットには匿名性があり、差別者が特定しにくく、法制度の面でも整備が追い付いていない現状があります。

また、差別をする側に「悪いことをしている」という意識が薄いという特徴があります。面白半分や遊び半分という理由で、自己満足のために差別する事件が増えているのです。